

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税に関する事務に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

広島市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年8月29日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税のうち、市税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告、届出等による課税管理事務 2 収納情報及び課税情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務 3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務 4 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務 ・納税者からの申告、届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の収入として受け入れ、納付額が課税額よりも多い場合は超過額を還付し、納税者からの納付がない場合、納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 (詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照) ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムにより受領又は市税システムに取り込むことにより行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	市税システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税のうち、市税又は森林環境税の賦課徴収に関する電算処理機能 ①各税目の納税者番号の付番、確認 ②各税目の税額計算及び台帳作成 ③申告書等の情報の管理 ④納税者の基本情報や関係者情報の管理 ⑤各税目の納税通知書、納付書等の帳票発行 ⑥法定調書等の資料情報の管理 ⑦各種証明書発行
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (滞納管理システム、家屋評価システム、税務地図情報システム、申請管理システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	滞納管理システム	
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税のうち、市税又は森林環境税の滞納整理に関する電算処理機能 ①滞納者の滞納状況の管理 ②滞納者との折衝記録の管理 ③滞納整理関係帳票、納付書等の作成 ④統計情報の管理	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム3	
①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産（家屋）の評価に関する電算処理機能 ①新增築家屋情報の管理 ②家屋外形図、見取図等の作成 ③再建築費評点数の計算
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム4	
①システムの名称	税務地図情報システム
②システムの機能	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産（土地・家屋）の地図情報に関する電算処理機能 ①家屋の異動（新築・滅失）に伴う家屋所在図の管理 ②土地の分合筆に伴う地番図の更新 ③土地評価のための、土地地番図を利用した間口・奥行等の計測 ④路線評価機能による路線価の算出 ⑤路線価公開用図面作成のための路線図形データの作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・所得税確定申告書等に関するデータを、国税庁からeLTAXを通じて地方公共団体に送信する。地方公共団体は、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行う。 ①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 ②確定申告イメージデータ(KSKデータ)ダウンロード機能 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 ④団体間回送機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)
②システムの機能	1. 認証・ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2. システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 3. 運用管理機能 自動実行(ジョブ)、システム監視、稼働記録(ログ)管理、セキュリティ管理(OS・Office製品へのセキュリティパッチの配付等)、ウイルス対策、時刻同期及びデータのバックアップを行う機能。 4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーと共通基盤間のデータ連携を行い、中間サーバーへの情報照会要求の送信及び照会結果の受信並びに特定個人情報の副本の登録を行う機能。 6. ぴったりサービス対応機能 サービス検索・電子申請機能と共通基盤間のデータ連携を行い、サービス検索・電子申請機能への申請データ取得要求及び返信のあった申請データの取得並びに申請データ処理状況の登録を行う。取得した申請データは、「2. システム間連携制御機能」により住民記録システムからマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住記宛名番号が紐づいた情報を取得し、申請データに含まれるシリアル番号を住記宛名番号へ変換し、住記宛名番号及び団体内統合宛名番号を申請データに紐づけてデータベースに保管するとともに、申請データを業務システムに連携する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN、サービス検索・電子申請機能)
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	本人確認情報検索 住登外者に係る申請書等に記載された個人番号の真正性の確認や個人番号の検索を行う。 なお、個人番号の真正性とは「入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないこと」をいう。 以下同じ。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム8		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能 11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム	

システム9	
①システムの名称	電子申告・年金特徴システム
②システムの機能	・電子申告 提出が義務付けられている給与支払報告書及び地方税の申告、申請の手続きを電子的に行うための機能。 ・年金特徴 年金保険者と市区町村間で行われる個人住民税の特別徴収及び公的年金等支払報告書に関するデータ授受を行うための機能。 ・電子納税 地方税ポータルセンタ(eLTAX)のサブシステムである地方税共通納税システムによる電子納税に関するデータの授受を行うための機能。 市税システムとは、一般社団法人地方税共同機構を経由してデータ連携しており、次の機能を有する。 ①申告書データの審査・管理 ②利用届出データの審査・管理 ③納付情報データの管理 ④税務システム連携用の各種ファイルの出力 ⑤団体回付データの出力、確認及び審査サーバーへの回付データ格納、削除、送信等
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム10	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (申請管理システム)
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
市税データベースファイル	

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	○市税の公平・公正な課税の実現、徴収事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性を向上、効率化するため ・障害者関係情報、生活保護関係情報を入手することにより市税の減免事務等を効率化するため
②実現が期待されるメリット	○市税の公平・公正な課税の実現、納税者等の利便性の向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上や被扶養者の所得の確認の効率化により、市税の公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報により、市税の減免や控除を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、納税者の利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、市税の減免を受ける際に生活保護情報の提示の必要がなくなり、納税者の利便性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項 番号利用法別表の24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条
	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 3、4、5、6、7、9、13、15、17、22、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、67、68、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、117、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

添付資料1のとおり

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
市税データベースファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	市税の納税者、課税調査の対象者等	
	その必要性	正確かつ公正・公平な課税、徴収を行うために必要な範囲で特定個人情報を保有する。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
	その妥当性	①識別情報:対象者を正確に特定するため ②連絡先情報:賦課決定に際し、対象者の課税要件(賦課期日時点での居住地)を確認するため、また、納税通知書等を送付するため ③業務関係情報 ・国税関係情報:対象者の確定申告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため ・地方税関係情報:市税の賦課・徴収に関する情報を把握するため ・医療保険関係:個人住民税の控除額を算出するため ・障害者福祉関係情報:障害者に係る市税の減免を行うため ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に関して市税の非課税措置、減免を行うため ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険料の情報に基づき、控除額を算出するため ・年金関係情報:公的年金等支払報告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため ・口座登録・連携ファイル関係情報:納税義務者からの依頼に基づき、過誤納金等の振込先口座を取得するため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月7日	
⑥事務担当部署	財政局税務部各課、各市税事務所、収納対策部各課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (各区役所厚生部生活課、各区厚生部福祉課、各区市民部保険年金課、各区市民部市民課等) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他地方公共団体) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金保険者) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)
③入手の時期・頻度		①識別情報:随時 ②連絡先等情報:随時 ③業務関係情報 ・国税関係情報:随時 ・地方税関係情報:随時 ・医療保険関係情報:年1回 ・障害者福祉関係情報:随時 ・生活保護・社会福祉関係情報:月1回 ・介護・高齢者福祉関係情報:年1回 ・年金関係情報:月1回 ・口座登録・連携ファイル関係情報:随時
④入手に係る妥当性		適正な課税事務を行うため、法令等の範囲内で、適宜、申告等の情報、税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		課税に必要な情報について、入手の根拠は、番号利用法第19条第8号及び同法第20条に規定されており、使用目的及びその情報は、同法別表第二の第27の項及び別表第二主務省令第20条に規定されている。
⑥使用目的 ※		市税の公平・公正な賦課・徴収及び事務の効率化
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部 各市税事務所 収納対策部
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		①課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。 ②収納管理に関する事務 ・収納情報、課税情報等から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 ③滞納管理に関する事務 ・賦課された市税に関して、納期限までに完納されないものについて滞納管理業務を行う。 ④宛名管理に関する事務 ・納税者に通知や連絡を行う場合の最新の宛名を管理する。 ⑤申請管理に関する事務 ・サービス検索・電子申請機能を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。
	情報の突合 ※	市税の減免に該当するかを確認するため、申告情報と障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合する。 納税通知書等に送付先を確認するため、申告情報と住民票関係情報を突合する。 ＜共通基盤における措置＞ 申請者を確認するため、申請データのシリアル番号、住民記録システムの宛名番号、団体内統合宛名番号の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	課税状況、減免状況、収納状況、滞納状況等について統計分析を行うが、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・市税の賦課決定を行う。 ・市税の減免決定を行う。 ・市税の督促、滞納処分を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] (5) 件	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		市税システム(滞納管理システム及び家屋評価システムを含む。)の運用・保守業務	
①委託内容		市税システムの運用及び保守業務(ハードウェア保守、ソフトウェア保守、バッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市税の納税者、課税調査の対象者等	
	その妥当性	市税システム内には、市税の賦課・徴収に係る特定個人情報保有されており、市税システムの運用・保守業務ではシステムで保有する全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体の取り扱いを委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。	
⑥委託先名		日本電気株式会社中国支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。	
	⑨再委託事項	ハードウェア保守、ソフトウェア保守、バッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修の各業務における作業	

委託事項2～5	
委託事項2	共通基盤の運用・保守業務
①委託内容	共通基盤に関する運用・保守業務(バックアップ取得、システムの稼動状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※ 市税の納税者、課税調査の対象者等	
その妥当性 バックアップ取得、システム障害・異常発生時の対応においては、システムで保有するすべてのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイルの全体の取扱いを委託することが妥当である。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。
⑥委託先名	株式会社日立製作所
再委託 ⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
⑧再委託の許諾方法 委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。	
⑨再委託事項 共通基盤の運用・保守業務のうち、システムの稼動状況の監視、障害・異常発生時の確認、自動実行ジョブスケジュールの実行確認等	

[illegible]

委託事項4		課税資料の受付業務
①委託内容		給与支払報告書、住民税申告書、軽自動車税申告書等の受付・登録データ作成等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市税の納税者、課税調査の対象者等の一部
	その妥当性	電算処理により課税するため、各種申告書等のデータ化等を行うことから、特定個人情報ファイルの取扱いが必要となる。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。
⑥委託先名		データシステムソリューション株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑨再委託事項	給与支払報告書等のデータ入力業務

委託事項5		電子申告・年金特徴システムASPサービス提供業務
①委託内容		民間事業者が提供するASPサービスを利用して電子申告・年金特徴システムを運用・保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市税の納税者、課税調査の対象者等の一部
	その妥当性	年金保険者からの支払調書や企業からの給与支払報告書等の一部については、電子申告・年金特徴システムにより受け付けており、電子申告・年金特徴システム内には、特定個人情報ファイルが保有されるため、システムの運用・保守業務を行うにはそれらの特定個人情報ファイルの提供を受ける必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。
⑥委託先名		TIS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑨再委託事項	端末の設定、業務アプリケーションのインストール及び不具合・問合せ対応等

委託事項6～10		
委託事項6		削除
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

[illegible]

[illegible]

委託事項9		eLTAX等課税資料のデータチェック処理業務
①委託内容		給与支払報告書等課税資料のデータチェック処理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市税の納税者、課税調査の対象者等の一部
	その妥当性	電算処理により課税するため、各種申告書等のデータチェックを行うことから、特定個人情報ファイルの取扱いが必要となる。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (市税システム、eLTAX)
⑤委託先名の確認方法		広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社 西日本営業統括本部 中四国営業本部 中国営業部 広島営業所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (78) 件 ☐ 移転を行っている (30) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者(別紙1)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号
②提供先における用途	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める特定個人番号利用事務
③提供する情報	市税の賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市税の納税者、課税調査の対象者等
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先2～5	
提供先2	年金保険者
①法令上の根拠	番号利用法第19条第1号
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	年金所得に係る個人市民税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX))
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先3	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第1号
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN、インターネット回線、地方税ポータルセンタ(eLTAX))
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知(5月)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	健康福祉局保健部保険年金課、各区市民部保険年金課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の6の項
②移転先における用途	国民健康保険に係る次の事務。一部負担金割合の判定、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、標準負担額減額認定証の交付、高額療養費の支給、限度額適用認定証の交付、高額介護合算療養費の支給、保険料の賦課
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税の納税者、課税調査対象者のうち国民健康保険加入者、国民健康保険加入世帯の擬制世帯主
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 （市税システム端末操作 [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙 ）
⑦時期・頻度	随時

移転先2～5	
移転先2	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の12の項
②移転先における用途	後期高齢者医療制度に係る次の事務。一部負担金割合の判定、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、標準負担額減額認定証の交付、高額療養費の支給、限度額適用認定証の交付、高額介護合算療養費の支給、保険料の賦課
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税の納税者、課税調査対象者のうち後期高齢者医療制度加入者及びその属する世帯の世帯員
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 （ 市税システム端末操作 [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先3	
健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課	
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の13の項
②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税の納税者、課税調査対象者のうち介護保険被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 （ [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	年次（当初賦課分）、月次（更正分）

移転先4	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の86及び87の項
②移転先における用途	老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務及び老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税の納税者、課税調査対象者のうち養護老人ホーム等の被措置者及び扶養義務者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (市税システム端末操作 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙))
⑦時期・頻度	随時
移転先5	健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課、こども未来局児童相談所
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の1の項
②移転先における用途	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給に係る負担能力の認定
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙))
⑦時期・頻度	随時

[illegible]

移転先8	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、精神保健福祉センター相談課、各区厚生部福祉課、各区厚生部生活課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の14の項
②移転先における用途	自立支援医療費の支給認定
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等(そのうち自立支援医療費の支給認定に該当するもの)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先9	都市整備局住宅政策課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の53の項及び76の項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の5の項、7の項及び20の項
②移転先における用途	市営住宅家賃の決定
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市営住宅入居者又はその同居者若しくは市営住宅入居申込者又はその同居予定者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

移転先10	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の91の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当の認定、特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等のうち特別児童扶養手当に該当するもの
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時
移転先11～15	
移転先11	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の92の項
②移転先における用途	障害児福祉手当の認定、障害児福祉手当所得状況届の内容確認、特別障害者手当の認定、特別障害者手当所得状況届の内容確認、福祉手当所得状況届の内容確認
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等のうち、障害児福祉手当又は特別障害者手当に該当するもの
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時

移転先12	こども未来局幼保企画課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の15の項
②移転先における用途	施設型給付等に係る利用者負担額の決定
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	随時
移転先13	こども未来局こども青少年支援部、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の1の項
②移転先における用途	児童福祉法による療育の給付決定、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童の扶養義務者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 （ 市税システム端末操作)
⑦時期・頻度	随時

移転先14	こども未来局こども青少年支援部、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の81の項
②移転先における用途	児童扶養手当の認定請求及び届け出に係る事実についての審査
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者、対象児童、申請者の配偶者及び申請者と生計を同じくする申請者の扶養義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時
移転先15	こども未来局こども青少年支援部、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の106の項
②移転先における用途	児童手当の認定の請求に係る事実の審査
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給資格者及び配偶者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (市税システム端末操作 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時

移転先16～20	
移転先16	こども未来局こども青少年支援部、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の96の項
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給資格者及び配偶者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先17	
こども未来局こども青少年支援部、各区厚生部福祉課	
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の89の項
②移転先における用途	母子家庭等及び寡婦日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先18	こども未来局こども青少年支援部、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の90の項
②移転先における用途	高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査及び支給額の算定、自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先19	こども未来局こども青少年支援部、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の10の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査(支給決定)
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

移転先20	こども未来局児童相談所、こども未来局こども青少年支援部、健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課	
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の1の項	
②移転先における用途	児童福祉施設入所に係る費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	
③移転する情報	個人市民税課税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	随時	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜広島市における措置＞ ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは個人ごとに事前に入室申請しておく必要がある。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、施錠される。サーバーラックは事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。											
	②保管期間 期間 その妥当性	＜選択肢＞ <table> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [20年以上] ・広島市市税に係る返還金の支払要綱において、返還期間は最長で20年間としている。 ・滞納が継続する間は、未納状況、処分状況、納税者との折衝状況等について管理している。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		＜広島市における措置＞ ・法定の更正期間等が経過したもの、保管期間が経過したものについては、アクセス制御によりシステムで使用できないようにしている。 ・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。 ・申告書等の紙媒体の管理は広島市文書取扱規程に基づき、管理徹底しており、保有年限を経過した文書は4、5月に一斉に廃棄するルールとしており、廃棄に当たっては必ず溶解処理を行っている。 ・業務システム端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

添付資料2のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

市税データベースファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・市民からの申告情報の入手は、個人番号カード又は通知カード及び顔写真付きの身分証明書等の提示等による本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・情報入手の際は、所定の様式により、対象者以外の情報入手を防止している。 ・情報登録の際には対象者以外の登録を行わないように二重のチェックを実施する。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入力する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、当該事務の対象者以外の情報を入力することはできない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入力することを防止するための措置の内容	・必要とする情報以外が記載できない様式としている。 ・必要とする情報以外を登録、管理できないシステムとしている。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入力する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、当該事務に必要な情報以外の情報を入力することはできない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・紙媒体による入手は、あらかじめ決められた窓口に限定し、奪取が行えないようにしている。 ・システムの利用は、限られた専用の端末のみで利用でき、あらかじめ承認した利用者・権限の範囲に限っている。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。 ・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	申告情報の入手においては、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りで本人確認を行っている。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の情報と紐付けられたり、別の情報に書き換えられたりすることはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルからサービス検索・電子申請機能へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・申告情報の入手においては、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・提出された個人番号とシステムで保有している情報が相違する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、個人番号の真正性確認を実施している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたりすることはない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで正確性を確保している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、システム間連携の過程で情報の正確性が失われることはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜紙媒体に対する措置＞ ・特定個人情報を記録した紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。 ・事務処理に必要な紙媒体は、処理完了後は速やかに保管庫で管理するよう徹底している。 ＜電子データに対する措置＞ ・電子データで提出される申告情報等は、専用回線を介して入手している。 ・特定個人情報が記録された電子データについては、極力電子記録媒体を用いないこととし、電子記録媒体を使用する場合は、データは暗号化し、定められた担当者のみが作業することとしている。 ・電子記録媒体を用いた場合は、作業完了後速やかにデータを消去している。 ＜業務システム、共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・LGWANと本市のネットワークの間に DMZ を設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われない仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付を管理する機能であり、事務に必要な情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・市税システムには業務に関係のない情報は保持しない。 ・共通基盤を介して、他業務システムの情報連携を行っており、他業務システム等から直接アクセスできない。また、連携する情報もあらかじめ許可し、設定したもののみとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・市税システムへのアクセスは、共通基盤の認証が必要である。 ・市税システムには、申請に基づき登録したユーザIDのみがアクセスでき、ユーザIDごとに業務に必要な機能のみに権限を付与している。 ＜共通基盤における措置＞ ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【発効の管理】 ・正規職員、非正規職員ともに、利用者登録申請書に基づき、アクセス権限を設定している。 ・税務担当課以外からの申請は、あらかじめ情報所管部署の情報利用許可を得たのちに受け付けることにしている。 【失効の管理】 ・正規職員については、異動・退職等の人事情報に基づき、アクセス権限を更新する。また、非正規職員については、雇用期間に従って提出される利用者登録申請書に基づき、アクセス権限を更新(停止)している。 ・税務担当課以外は、年度ごとに使用許可を判断しており、有効期限を設定している。 ＜共通基盤における措置＞ 1. 発効管理 (1)人事異動等により、ユーザIDの登録が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書を共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの割り当て及びICカードの発行を行う。 2. 失効管理 (1)人事異動等により、ユーザIDの削除が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書及びICカードを共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの削除を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。 ・アクセス権限を有する全職員について、権限設定に誤りがないか年1回確認を行う。 ＜共通基盤における措置＞ 1. ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理している。 2. ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を10年間保管することとしている。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録し、年1回以上分析している。 <共通基盤における措置> ・共通基盤の利用に係る稼働記録(ログ)では、利用者、日時、利用端末等を記録している。 ・稼働記録(ログ)は、10年間保存することとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・利用者のアクセス権限は、業務に必要な機能に限っている。 ・システムのアクセスログ管理機能により、利用者のアクセス情報を管理し、業務外のアクセスを調査できるようにしている。 ・個人情報の取扱い、システム的不正利用に関する倫理研修を行い、事務外での使用禁止を徹底している。 <共通基盤における措置> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で利用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。 ・機能ごとにアクセスできる端末の制限を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・必要最小限の許可された業務端末以外では、電子記録媒体は使用できない設定としている。 ・EUC機能については、操作記録(ログ)を取得することにより、不正なデータの抽出、複製を抑制している。 ・申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するとともに、同時に二人以上の職員で当該データの移動作業を行うことで、当該データが不正に複製されることがないよう監視している。 <共通基盤における措置> ・データのバックアップは自動的に実行され、バックアップファイルの取得は入退室管理が行われるデータセンターにおいてのみ可能となっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 また、特定個人情報を含む紙媒体が不正に使用されるリスクについては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	契約時に受託者の情報資産の管理体制(ISO27001認証、プライバシーマーク認定)を確認するとともに、情報資産の取扱いを徹底するため、代表者及び従業員から誓約書を提出させている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの取扱者の名簿を提出させている。 ・特定個人情報ファイルへアクセスを行う場合は、許可した者のみがアクセスできるよう権限設定を行っている。 ・市税システムへのアクセスは、共通基盤の認証が必要である。 ・市税システムには、申請に基づき登録したユーザIDのみがアクセスでき、ユーザIDごとに業務に必要な機能のみに権限を付与している。 <共通基盤における措置> ・システムを利用する必要がある委託先及び再委託先の従業員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・電子申告・年金特徴システムへのアクセスには、個人ごとにユーザIDを割り当て、静脈及びパスワードによる認証を行っている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・システムで特定個人情報ファイルにアクセスした場合は、アクセスログ管理機能により、利用情報等の情報を記録し、年1回以上分析している(委託先及び再委託先の従業員がシステムを操作する場合を含む。) ・システム以外で特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、作業者、作業内容等を記載した作業記録を作成させる(委託先及び再委託先の従業員が取り扱う場合を含む。) <共通基盤における措置> ・委託先及び再委託先の従業員の共通基盤に係る操作記録(ログ)を取得し、保存している。 ・操作記録(ログ)には、操作日時、操作端末のIPアドレス、ユーザID、画面ID、個人番号等を記録している。 ・操作記録(ログ)はそれぞれ、10年間保存することとしている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、個人情報の取扱いを第三者に行わせる場合は、市の承諾を必要としており、業務を再委託するときは、委託先の申請に基づき、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制を確認した上で、再委託を承諾している。 ・個人情報を取扱う作業場所は、市が指定する場所のみとしている。 ・契約書において、本市は委託先に対し、報告及び立入検査の実施を求めることができる。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、本市の情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報取扱特記事項における個人情報の適正な取扱いを義務づけるとともに、従業員から誓約書を提出させている。 ・契約書において、本市は委託先に対し、報告及び立入検査の実施を求めることができる。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、個人情報の登録された資料の複製を禁止しており、契約終了後には直ちに返還することとしている。 ・電子記録媒体を廃棄する場合においては、管理者の許可を得て、記録媒体に対して一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。 ・本市は上記の履行状況を確認するため、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	秘密保持、収集の制限、目的外の利用及び提供の制限、適正管理、作業場所の指定、複写及び複製の禁止、資料の返還、事故発生時の報告等について規定している。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約書において、再委託を行う場合にはあらかじめ本市の承諾を得ることとしており、市が承諾するに当たっては、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制などを確認の上、検討することになっている。 ・情報セキュリティ実施手順に基づき、再委託先においても、委託先と同様の情報セキュリティ対策を実施させている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・市税システムにおいては、照会者、照会日時、照会した内容について、照会履歴を記録し、年1回以上分析している。 <共通基盤における措置> ・共通基盤に係る操作記録(ログ)については、日時、連携ID、移転・提供元システム名、移転・提供先システム名等を記録している。 ・操作記録(ログ)はそれぞれ、10年間保存することとしている。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他の業務所管課より情報の提供・移転の申請があった場合は、根拠法令及び地方税法の守秘義務等を検討し、承認されたものについてのみ、特定個人情報の提供・移転を行っている。 ・市税システムの画面操作により、情報を確認する場合は、アクセス制御により使用できる画面を限定するとともに、確認する際には、対象者の一覧を提出させている。 <共通基盤における措置> 【ルールの内容】 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で事前に協議を行った上で、共通基盤担当に申請書を提出する手順となっている。申請書が提出されない場合、共通基盤を利用した提供・移転はできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 【ルール遵守の確認方法】 ・申請書及び共通基盤の設定の突き合わせを行い、申請書に記載された連携仕様どおりの庁内連携が行われているかどうか、申請書に記載されたとおりの電子記録媒体使用許可の制御が行われているかどうか確認する。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	提供・移転の申請を承認したものについては、承認の条件として、あらかじめ定めた方法（共通基盤連携、媒体連携、オンライン参照）でのみ提供・移転を行っている。 <共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。 ・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスク】 ・システムで管理する情報については、誤った情報が作成されないようにシステムによりチェックを行っている。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスク】 ・共通基盤で情報連携する場合は、情報利用申請を許可したものについてのみ連携する仕組みとしている。 ・オンラインシステムを参照する場合は、参照の都度、対象者を指定して申請を受けている。 ・利用する電子記録媒体は、登録日時、登録内容、持出情報等を台帳管理している。また、登録する情報が自動的に暗号化されるものを使用している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用した庁内連携は、あらかじめ設定された連携仕様に基づき、自動的に情報の移転が行われる仕組みであることから、誤った情報の提供・移転及び誤った相手への提供・移転が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜業務システム等における措置＞ ・業務システムにおける権限設定により、情報提供ネットワークへ情報照会の権限が与えられた者のみが利用できることにしている。 ・また、情報照会の履歴を取得できるため、不適切な利用を抑止する仕組みとしている。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムとの連携仕様にに基づき、自動的に情報照会が行われる仕組みとなっており、目的外の情報を入手することはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜業務システム等における措置＞ 業務システムと共通基盤は、閉鎖した基幹業務系のネットワークで接続されており、業務システム端末機の接続に関してもMACアドレスによる認証等により、不適切な接続を防止している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤管理者へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜業務システム等における措置＞ 情報照会は、個人番号をキーにして共通基盤に対して行う。共通基盤で管理する個人番号に1対1で対応する団体内統合宛名により、中間サーバーに照会し、情報を取得することから、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することができる。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して、中間サーバーに保存された情報照会の結果の入手を行う場合には、中間サーバーとの連携仕様にに基づき、自動的に結果の入手が行われる仕組みとなっており、入手の過程で情報の正確性が失われることはない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜業務システム等における措置＞ 業務システム端末は閉鎖した基幹業務系のネットワークで共通基盤と接続するとともに、MACアドレスによる認証等により、不適切な端末接続を防止している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤管理者へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不正に特定個人情報を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不適切な方法で特定個人情報を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、施錠される。サーバーラックは事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・特定個人情報の消去にあたっては、委託業者がハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。 ・特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。 ・特定個人情報を取り扱う事務室等については、部外者の進入を禁止している。 ・窓口付近に設置する端末機は、通行人等から画面が見えない向きに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを中間サーバー用データセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。

⑥技術的対策		十分にやっている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容		＜広島市における措置＞ 1. 不正アクセス防止 ・共通基盤の各種機能の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が特定個人情報にアクセスすることはできない。また、各種機能に係る操作記録(ログ)の取得・保存を行っており、不正使用が認められる場合には、職員の特定が可能であることを周知することで、特定個人情報への不正アクセスの抑止を図っている。 ・本市の庁内ネットワークは、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ設定された通信仕様に基づく通信のみ許可する仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。また、本市の庁内ネットワークは、常時監視を行っており、不正アクセス等の脅威が検知された場合には、監視画面に警告が表示されると共に、脅威の種類、対象端末(又はサーバー、ネットワーク機器)、時間等を記録する操作記録(ログ)が取得・保存される。 ・LGWANと本市のネットワークの間に DMZ を設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 2. ウイルス対策 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新になるよう、日次レベルで更新し、各業務システム及び端末に配信している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ		十分にやっている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		十分にやっている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		発生なし ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号		保管している ＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		十分である ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・保有する個人情報については、異動を確認できた場合、随時、最新情報に更新している。 ・業務システム端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期限を経過したデータは、アクセス制御によりシステムでは使用できないようにしている。 ・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。 ・申告書等の紙媒体の管理は広島市文書取扱規程に基づき、管理徹底しており、保有年限を経過した文書は毎年4、5月に一斉に廃棄するルールとしており、廃棄にあたっては必ず溶解処理を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報を含む情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないよう処置した上で廃棄している。また、機器リース終了等による返却の場合も同様とする。 ・紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行っている。 ・電子記録媒体は、破碎処理、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。 ・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対して、委託業者が物理的破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<広島市における措置> ・「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて自己点検を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、毎年1回、情報セキュリティの自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、毎年1回、自己点検を実施することとしている。
②監査		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<広島市における措置> ・「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて情報セキュリティ監査を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、4年に1回、外部監査を実施することとしている。 (監査内容) ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全措置 など <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、毎年1回、監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<広島市における措置> 次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、eラーニングを導入し、未受講者に対して催促メールを送信することで受講率の向上を図っている。また、公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分)については、庁内LANの全庁資料室に研修資料を掲載しているため、未受講者がいつでも研修資料を参照できる。 ・情報セキュリティ研修 - 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分) - 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583
②請求方法	所定の請求書を公文書館に提出する。その際、運転免許証など本人であることを確認できる身分証明書等を提示する必要がある。
特記事項	広島市ホームページに請求方法や手数料等について掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 請求そのものや開示の際の閲覧、視聴は無料。写しの交付等は一定の) 手数料が必要。写しの交付を受ける際に、公文書館に納付する。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市税システムデータベースファイル
公表場所	広島市公文書館
⑤法令による特別の手続	－
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒732-0811 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所財政局税務部税制課 電話082-504-2092
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ホームページに意見公募する旨を掲載し、評価書(案)の所管課における閲覧及び配布、ホームページへの掲載を行う。意見の提出は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより受け付ける。
②実施日・期間	令和7年7月2日から令和7年7月31日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年8月8日から令和7年8月22日
②方法	専門性を有する第三者(個人情報の保護及び情報システムに知見を有している者)の意見を聴く。
③結果	第三者点検の結果、特段の問題はないものと認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月6日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第9条第1項 番号法別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」 という。)第9条第1項 番号利用法別表第一の16の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第16条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	広島市個人番号の利用に関す る条例の制定によるもので、そ の他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けら れていない。
平成28年9月6日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第二(別紙1参 照)、番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省 令」という。)	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、 39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、 114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、 12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、 36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、 58、59条 ※番号利用法別表第二の9、23、29、34、35、 38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の 2、91、92、101、106、115、116、117、120の項に 係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法の改正によるもの で、その他の項目の変更であ り、事前の提出、公表が義務 付けられていない。
平成28年9月6日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 62件 移転を行っている 29件	提供を行っている 60件 移転を行っている 20件	事後	広島市個人番号の利用に関す る条例の制定によるもので、そ の他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けら れていない。
平成28年9月6日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2	提供先2:教育委員会学事課 ①法令上の根拠:番号法第19条第9号に基づく 条例を定める予定 ②提供先における用途:就学援助費の要否判定 ③提供する情報:個人市民税課税情報 ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以 上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:市税 の納税者、課税調査の対象者等 ⑥提供方法:フラッシュメモリ、その他(市税シ ステム端末操作) ⑦時期・頻度:概ね2週間に1回	削除	事後	マイナンバーを利用しないこと によるもので、その他の項目 の変更であり、事前の提出、公表 が義務付けられていない。
平成28年9月6日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先3:教育委員会学事課 ①法令上の根拠:番号法第19条第9号に基づく 条例を定める予定 ②提供先における用途:私立幼稚園就園奨励費 補助金の区分決定 ③提供する情報:個人市民税課税情報 ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以 上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:市税 の納税者、課税調査の対象者等 ⑥提供方法:フラッシュメモリ、その他(市税シ ステム端末操作) ⑦時期・頻度:概ね2週間に1回	削除	事後	マイナンバーを利用しないこと によるもので、その他の項目 の変更であり、事前の提出、公表 が義務付けられていない。
平成28年9月6日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先4	提供先4:教育委員会学事課 ①法令上の根拠:番号法第19条第9号に基づく 条例を定める予定 ②提供先における用途:就学奨励費の認定区分 の審査 ③提供する情報:個人市民税課税情報 ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人未 満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:市税 の納税者、課税調査の対象者等 ⑥提供方法:フラッシュメモリ、その他(市税シ ステム端末操作) ⑦時期・頻度:概ね2週間に1回	削除	事後	マイナンバーを利用しないこと によるもので、その他の項目 の変更であり、事前の提出、公表 が義務付けられていない。
平成28年9月6日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先5	提供先5:教育委員会学事課 ①法令上の根拠:番号法第19条第9号に基づく 条例を定める予定 ②提供先における用途:広島市立幼稚園の授業 料の減免審査 ③提供する情報:個人市民税課税情報 ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人未 満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:市税 の納税者、課税調査の対象者等 ⑥提供方法:フラッシュメモリ、その他(市税シ ステム端末操作) ⑦時期・頻度:概ね2週間に1回	削除	事後	マイナンバーを利用しないこと によるもので、その他の項目 の変更であり、事前の提出、公表 が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先6	提供先6	提供先2	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7	提供先7	提供先3	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	移転先1:健康福祉局地域福祉課、各区厚生部生活課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:生活保護の実施決定等 ③移転する情報:個人市民税、固定資産税、軽自動車税の課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査の対象者等 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2	移転先2:健康福祉局地域福祉課、各区厚生部生活課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:中国残留邦人等支援給付の実施 ③移転する情報:個人市民税、固定資産税、軽自動車税の課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査の対象者等のうち中国残留邦人等及びそれらの扶養義務者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3	移転先3:健康福祉局保険年金課、各区市民部保険年金課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先1:健康福祉局保険年金課、各区市民部保険年金課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の6の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先4	移転先4:健康福祉局保険年金課、各区市民部保険年金課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:国民年金に係る次の事務。保険料免除の申請審査、納付猶予の申請審査、学生納付特例の申請審査、障害基礎年金の所得状況届に係る所得等審査、高齢福祉年金の所得状況届に係る所得等審査 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査の対象者のうち国民年金受給権者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先5	移転先5:健康福祉局保険年金課、各区厚生部健康長寿課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先2:健康福祉局保険年金課、各区厚生部健康長寿課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の12の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先6	移転先6:健康福祉局保険年金課、各区市民部保険年金課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:特別障害給付金の所得状況届に係る所得等審査 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査対象者のうち特別障害給付金の受給権者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先7	移転先7:健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部健康長寿課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先3:健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部健康長寿課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の13の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8	移転先8:健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、各区厚生部健康長寿課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:老人福祉法第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務、老人福祉法第21条の費用の支弁又は第28条第1項の費用の徴収に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査対象者のうち老人福祉施設の入所者等 ⑥移転方法:庁内連携システム	移転先4:健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、各区厚生部健康長寿課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の9の項 ②移転先における用途:老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務及び老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査対象者のうち養護老人ホーム等の被措置者及び扶養義務者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作)	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先9	移転先9:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課、こども未来局児童相談所支援課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先5:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課、こども未来局児童相談所支援課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の1の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先10	移転先10:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先6:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の2の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先11	移転先11:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先7:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の14の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先12	移転先12:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、精神保健福祉センター相談課、各区厚生部保健福祉課、各区厚生部生活課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先8:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、精神保健福祉センター相談課、各区厚生部保健福祉課、各区厚生部生活課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の14の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先13	移転先13:健康福祉局保健部保健医療課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:国庫負担金及び県費負担金交付申請及び実績報告 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税の納税者、課税調査の対象者等 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:年2～4回	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先14	移転先14:都市整備局住宅政策課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑦時期・頻度:随時	移転先9:都市整備局住宅政策課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項及び17の項 ⑦時期・頻度:年1回	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先15	移転先15:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先10:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法第19条第7項別表第2の66の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先16	移転先16:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先11:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法第19条第7項別表第2の67の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先17	移転先17:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、精神保健福祉課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:広島市障害者公共交通機関利用助成の決定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税の納税者、課税調査の対象者等 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先18	移転先18:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、精神保健福祉課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:広島市重度障害者福祉タクシー利用助成の決定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税の納税者、課税調査の対象者等 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先19	移転先19:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:広島市重度心身障害者介護手当の支給認定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税の納税者、課税調査の対象者等 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先20	移転先20:健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途:広島市中心身障害者扶養共済制度の掛金減免決定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税の納税者、課税調査の対象者等 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先21	移転先21:こども未来局保育企画課、各区役所厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先12:こども未来局保育企画課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の15の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先22	移転先22:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先13:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の1の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先23	移転先23:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先14:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の57の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先24	移転先24:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先15:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の74の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先25	移転先25:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先16:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の11の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先26	移転先26:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先17:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の64の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先27	移転先27:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先18:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の65の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先28	移転先28:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先19:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の10の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先29	移転先29:こども未来局児童相談所支援課、こども未来局こども・家庭支援課、健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	移転先20:こども未来局児童相談所支援課、こども未来局こども・家庭支援課、健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の1の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番8	事務:児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事務:児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番38	—	情報照会者:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 事務:学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番85の2	—	情報照会者:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 事務:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条 ※番号利用法別表第二の9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、101、106、115、116、117、120の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の23、29、61、62、71、115、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	2015/11/7	事後	実際の保有開始日への記載の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社ベルシステム24	日立トリプルウィン株式会社	事後	委託先の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	電子申告・年金特徴システム運用・保守業務	電子申告・年金特徴システムASPサービス提供業務	事後	委託事項の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	電子申告・年金特徴システムの運用及び保守業務	民間事業者が提供するASPサービスを利用して電子申告・年金特徴システムを運用	事後	委託内容の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報のファイルの提供方法	専用線	その他(LGWAN)	事後	委託先への特定個人情報ファイルの提供方法の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	日立キャピタル株式会社	TIS株式会社	事後	委託先の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑨再委託事項	電子申告システムのソフトウェア保守及びハードウェア保守	端末の設定、業務アプリケーションのインストール及び不具合・問合せ対応等	事後	再委託事項の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④委託先への特定個人情報のファイルの提供方法	フラッシュメモリ	その他(LGWAN)	事後	委託先への特定個人情報ファイルの提供方法の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	本市職員が、職場に設置されたオンラインシステム端末機を使用して職務上知り得た者の住所を知人に教えた。	本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BCC」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先(TO)」を使用した。	事後	個人情報に関する事故に係る変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・住民等の個人情報を取り扱うシステムにおいて は、ICカード・パスワードによるユーザ認証、権 限管理により、業務に必要な情報を参照で きないようにしている。 ・また、端末の操作記録(ログ)を取得し、不正行 為があった場合にも、操作記録から日時、職員 名、参照した情報を特定することができるように している。 ・上記のような技術対策を講じた上で、全職員を 対象とした情報セキュリティ研修・公務員倫理研 修等によって法令順守(コンプライアンス)意識の 高揚等に取り組んでいる。 ・また、情報セキュリティに関し、職員が遵守すべ き事項を定めるとともに、情報資産を管理するた めの全庁的な体制を確立し、再発防止に取り組 んでいる。	複数の外部の人に電子メールを送信する場合 は、他の送信先の電子メールアドレスがわから ないように「BCC」で送信すること、また、送信の 際は複数人による内容確認を徹底することにつ いて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨 時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ 研修や公務員倫理研修等においても注意喚起 を行い、再発防止に取り組んでいる。	事後	個人情報に関する事故に係る 変更であり、事前の提出、公表 が義務付けられていない。
平成29年9月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている 個人情報ファイル名：市税システムデータベース ファイル 公表場所：広島市公文書館	事後	個人情報ファイル簿の公表に 係る変更によるもので、その他 の項目の変更であり、事前の 提出、公表が義務付けられて いない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※ [○]評価実施機関内の他部署	各区役所厚生部生活課、保健福祉課、健康長寿 課、市民部保険年金課、市民課等	各区役所厚生部生活課、東区を除く保健福祉 課、東区を除く健康長寿課、東区厚生部福祉 課、市民部保険年金課、市民課等	事後	入手元の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項8 ①委託内容	市税の口座振替に係る口座情報の登録、停止 等の事務	市税の口座振替に係る口座情報の登録等の事 務	事後	委託内容の変更によるもの で、その他の項目の変更であ り、事前の提出、公表が義務 付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	株式会社パナソ	日立トリプルウィン株式会社	事後	委託先の変更によるもので、そ の他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けら れていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先2	健康福祉局保険年金課、各区厚生部健康長寿 課	健康福祉局保険年金課、東区を除く各区厚生部 健康長寿課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先3	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生 部健康長寿課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、東区を除く 各区厚生部健康長寿課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先4	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、各区厚生 部健康長寿課	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、東区を除く 各区厚生部健康長寿課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先5	健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健 福祉課、こども未来局児童相談所支援課	健康福祉局障害自立支援課、東区を除く各区厚 生部保健福祉課、東区厚生部福祉課、こども未 来局児童相談所支援課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先6	健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健 福祉課	健康福祉局障害自立支援課、東区を除く各区厚 生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先7	健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健 福祉課	健康福祉局障害自立支援課、東区を除く各区厚 生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先8	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、精神保健 福祉センター相談課、各区厚生部保健福祉課、 各区厚生部生活課	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、精神保健 福祉センター相談課、東区を除く各区厚生部保 健福祉課、東区厚生部福祉課、各区厚生部生活 課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先10	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生 部保健福祉課	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、東区を除く 各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先11	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、各区厚生 部保健福祉課	健康福祉局障害福祉部障害福祉課、東区を除く 各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先12	こども未来局保育企画課、各区役所厚生部保健 福祉課	こども未来局保育企画課、東区を除く各区役所 厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先13	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局こども・家庭支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先14	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局こども・家庭支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先15	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局こども・家庭支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先16	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局こども・家庭支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先17	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局こども・家庭支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先18	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局こども・家庭支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先19	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局こども・家庭支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先20	こども未来局児童相談所支援課、こども未来局こども・家庭支援課、健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課	こども未来局児童相談所支援課、こども未来局こども・家庭支援課、健康福祉局障害自立支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] その内容： 本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者（107名）に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BCC」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先（TO）」を使用した。 再発防止策の内容： 複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。	[発生なし] その内容： 削除 再発防止策の内容： 削除	事後	過去3年以内に重大事故が発生していないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の23、29、61、62、71、115、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	6件	事後	委託事項の減少によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 広島市市税等お知らせセンター管理運営業務	①委託内容:電話による市税の納付勧奨等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 対象となる本人の範囲:市税の未納者の一部 その妥当性:市税の未納者への連絡、納付書の作成等を業務としているため、未納者の情報を提供する必要がある。 ③委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:専用線 ⑤委託先名の確認方法:広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。 ⑥委託先名:日立トリプルウィン株式会社 ⑦再委託の有無:再委託しない	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報のファイルの提供方法	フラッシュメモリ	その他(LGWAN)	事後	委託先への特定個人情報ファイルの提供方法の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 市税口座振替関係事務	①委託内容:市税の口座振替に係る口座情報の登録等の事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:市税の口座振替対象者 その妥当性:口座振替に係る口座情報の登録や問い合わせへの対応には、特定個人情報ファイルの取扱いが必要となる。 ③委託先における取扱者数:10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:専用線 ⑤委託先名の確認方法:広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。 ⑥委託先名:日立トリプルウィン株式会社 ⑦再委託の有無:再委託しない	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	電話082-504-2087	電話082-504-2092	事後	連絡先の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番20	—	情報照会者:市町村長 事務:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番53	—	情報照会者:市町村長 事務:知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番71	事務:雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事務:労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番117	情報照会者:厚生労働大臣 事務:年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番119	—	情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番120	情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	・電子申告 提出が義務付けられている給与支払報告書及び地方税の申告、申請の手続きを電子的に行うための機能。 ・年金特徴 年金保険者と市区町村間で行われる個人住民税の特別徴収及び公的年金等支払報告書に関するデータ授受を行うための機能。 市税システムとは、一般社団法人地方税電子化協議会を経由してデータ連携しており、次の機能を有する。 ①申告書データの審査・管理 ②利用届出データの審査・管理 ③税務システム連携用の各種ファイルの出力 ④団体回付データの出力、確認及び審査サーバーへの回付データ格納、削除、送信等	・電子申告 提出が義務付けられている給与支払報告書及び地方税の申告、申請の手続きを電子的に行うための機能。 ・年金特徴 年金保険者と市区町村間で行われる個人住民税の特別徴収及び公的年金等支払報告書に関するデータ授受を行うための機能。 ・電子納税 地方税ポータルセンタ(eLTAX)のサブシステムである地方税共通納税システムによる電子納税に関するデータの授受を行うための機能。 市税システムとは、一般社団法人地方税共同機構を経由してデータ連携しており、次の機能を有する。 ①申告書データの審査・管理 ②利用届出データの審査・管理 ③納付情報データの管理 ④税務システム連携用の各種ファイルの出力 ⑤団体回付データの出力、確認及び審査サーバーへの回付データ格納、削除、送信等	事後	特定個人情報ファイルを取り扱わない機能の追加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※ [○]評価実施機関内の他部署	各区役所厚生部生活課、東区を除く保健福祉課、東区を除く健康長寿課、東区厚生部福祉課、市民部保険年金課、市民課等	各区役所厚生部生活課、各区厚生部福祉課、各区市民部保険年金課、各区市民部市民課等	事後	入手元の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	4件	事後	委託事項の減少によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 納税通知書作成及び封入・封かん業務	①委託内容:個人市・県民税、固定資産税及び軽自動車税の納税通知書の作成及び封入・封かん ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:納税通知書送付対象者 その妥当性:納税通知書の作成に必要なデータを取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:LGWAN ⑤委託先名の確認方法:広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。 ⑥委託先名:トッパン・フォームズ株式会社 ⑦再委託の有無:再委託する ⑧再委託の許諾方法:委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。 ⑨再委託事項:納税通知書等の印刷及び封入封かん	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 税額通知書の作成業務	①委託内容:個人市・県民税(特別徴収)の税額通知書の作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:特別徴収に係る個人市・県民税の納税義務者及び特別徴収義務者 その妥当性:税額通知書の作成に必要なデータを取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:LGWAN ⑤委託先名の確認方法:広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。 ⑥委託先名:株式会社イセトー ⑦再委託の有無:再委託しない	削除	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	健康福祉局保険年金課、各区市民部保険年金課	健康福祉局保健部保険年金課、各区市民部保険年金課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2	健康福祉局保険年金課、東区を除く各区厚生部健康長寿課、東区厚生部福祉課	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、東区を除く各区厚生部健康長寿課、東区厚生部福祉課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、東区を除く各区厚生部健康長寿課、東区厚生部福祉課	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、各区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先5	健康福祉局障害自立支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課、こども未来局児童相談所支援課	健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課、こども未来局児童相談所支援課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先6	健康福祉局障害自立支援課、東区を除く各区厚生部保健福祉課、東区厚生部福祉課	健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課	事後	移転先の組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。